

四日、○中 又植雙松于戶外、懸以司命索、裝串柿、橙、橘、及炭、龍蝦之類、謂之門松、歲華紀麗曰、元日松標高戶、註董助問禮、俗有歲首酌椒酒而飲之者何也、以椒性芬香、又堪作藥、又折松枝于戶、以同此義、按、串柿此云九子賀喜、橙此云九代、橘此云好事、即熙朝樂事、所謂百事大吉之意、蝦俗名海老、蓋取義於偕老、炭亦辟邪惡、本草綱目曰、白炭除夜立之戶內、亦辟邪惡、

〔諸國中行事大成正月〕元日門松飾藁 今日より十五日まで門前左右に各松一株竹一本を立、

上に竹二本を横たへ、飾藁を付、是に昆布、炭、橙、蜜柑、柑子、柚、橘、穗、俵、海老、串柿、楪、穗長を付る、穗長一名齒、又根引松を門に立、間口に應じ、注連飾を張り、其餘裏口、井戸、竈、神棚、湯殿、厠に至迄、松を立、輪飾とて注連を架し、かけて置たる也、門松は孟春戸を祭るの義乎、或云、神代穴居のとき、各其食するものを木に竹を架し、かけて置たる微意といへり、世諺問答云、此事いつの頃よりとは、たしかに申がたし、中略、或説云、一條院御宇、寛弘の頃より、民間専ら門松をいとなみけるといへり、むかしは禁裏院中に、不浄を觸る事多かめ、給ふ年、の始に神を祭るため、あらたに門戸をまうくる義ならず、常井に攝關などの貴家、門松或は注連飾は營む事なし、是は平生に不浄を入る事なし、民家は常に、一説に、素戔鳴事南海に赴給ふとき、蘇民が子孫は、門に印の松を立べし、其家には疫神を入れ、じと誓ひ給ふと云、何れも信がたし、

〔東都歳事記十二月〕廿八日 貴賤の家にて、門松を立、注連飾をなすに、大かた今明日を用ゆ、寺社同

〔守貞漫稿二十六〕門松、○中 近年江戸ニテ稻穂ノ付タル藁ヲ以テ、輪注連ヲ小シ大形ニ精製シ、或

ハ奉書紙ヲ蝶ノ如ク折タルナド、飾リトナシタルヲ、床ノ間、或ハ坐敷ノ内、然ルベキ柱ナドニ掛ルコト、風流ヲ好ム家ニ専ラ用之、倣之テ常ノ小輪飾ニモ稻穂ヲ用フルモ製シ賣ル、京坂門松注連繩ノコト、武邸等ハ多ク圖ノ如ク、○圖略、製シ、坊間ニテモ三井、大丸、岩城、小橋屋等、吳服現銀店ハ必ラズ圖ノ如クス、然モ吳服店モ右等ノ大店ニ非レバ、此如クニ飾ラズ、其他ハ豪富巨戸ト雖ドモ、左圖ノ如ク、戸口兩柱ノ上、或ハ下ニ門松ヲ釘シ、戸上ニ籠ナル注連繩ヲ張ノミ、前垂注連ヲ用、門松ニ竹ヲ添ズ、松根多ク砂ヲ盛ル、注連繩ノ飾ニハ裏白、云ヅル葉、海老、ダイダ